

高松市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 242 条第 4 項の規定による高松漁港の不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求ほか 1 件の監査結果の勧告に基づき、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 9 項の規定により、当該通知に係る事項を、次のとおり公表します。

平成 17 年 3 月 31 日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置について

第 1 高松漁港の不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果（平成 16 年 10 月 25 日付け高松市監査委員告示第 36 号）の勧告に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 措置を講じた所管部課名 土木部河港課
- 2 措置通知日 平成 17 年 3 月 31 日
- 3 勧告した事項に対する措置内容等

(1) 屋台および大型冷蔵庫の撤去等について

ア 勧告した事項

市長の許可を受けないで、高松漁港の物揚場および岸壁に、屋台および大型冷蔵庫を設置し、不法に同設置部分の漁港施設を占有している者に対し、平成 17 年 3 月 31 日までに屋台および大型冷蔵庫を撤去して、同不法占有部分の明渡しを求めるなど必要な措置を講じること。

イ 措置された内容

(ア) パンおよび牛乳屋台については、平成16年10月1日付けで撤去を指導し、平成16年11月17日に撤去を確認した。

(イ) ラーメン屋台については、平成16年9月15日付けで撤去を指導し、平成17年3月17日に撤去を確認した。

(ウ) 大型冷蔵庫については、平成16年9月21日付けで撤去を指導し、平成17年3月24日に26個のうち3個の撤去を確認した。

残り23個の大型冷蔵庫については、小物漁具資材の保管庫として使用しており、高松市瀬戸内漁協から申請されたものまたは同漁協が認めたものについて許可することとし、平成17年3月30日付けで占用許可を行った。

(2) 不法占有の防止措置について

ア 勧告した事項

高松漁港の各施設を市長の許可を受けないで不法に占有することを未然に防止するため、職員による適時の巡視、不法占有禁止の立て看板の設置などの適正な措置を講じ、不法占有を認知したときは速やかに明渡しを求め、それを実現させる管理体制を整備すること。

イ 措置された内容

不法占有防止については、職員による巡視回数を増やし、不法占有の早期発見等未然防止に努めている。

また、不法占有禁止の立て看板は既に4箇所設置している。

管理体制の整備については平成17年度より専従職員を配置し、不法占有防止に向け、体制の強化を図る。

(3) 占用許可に関する漁業関係者間の調整について

ア 勧告した事項

高松漁港を利用する漁業従事者等が、高松漁港の物揚場および岸壁などの施設につき、占用許可を申請してきた場合、漁港機能の保全および円滑な漁業活動の促進を計画的かつ公平に行うため、あらかじめ許可対象区域を選定し、占用許可に関する漁業関係者間の調整を図ること。

イ 措置された内容

漁港の物揚場および岸壁などの施設の占用については、漁業協同組合長が認める必要最小限の範囲を占用許可することとした。また、許可対象区域の選定については、現在漁業組合と協議中であり5月末までに方向付けを行う旨の組合からの申し入れがあった。

また、平成17年3月24日付けで漁港条例の一部改正を行い、市漁港施設の利用または使用に関し、届出または許可を要することとし、漁船プレジャーボート等施設の利用者から利用料、使用料を徴収することとし、その管理の適正を図ることとした。

第2 高松漁港の廃船等による不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果（平成16年12月9日付け高松市監査委員告示第41号）の勧告に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 措置を講じた所管部課名 土木部河港課
- 2 措置通知日 平成17年3月31日
- 3 勧告した事項に対する措置内容等

(1) 船、鋼材などの撤去等について

ア 勧告した事項

市長の許可を受けないで、高松漁港の物揚場および岸壁に、船、鋼材等を放置または設置し、不法に同放置または設置部分の漁港施設を占有している者に対し、所有者の確定に努めた上で、平成17年3月31日までに船、鋼材等を撤去して、同不法占有部分の明渡しを求めするなど必要な措置を講じること。

イ 措置された内容

- (ア) 船については9隻あり、平成16年11月9日付けで撤去を指導し、平成17年3月24日に全船撤去を確認した。
- (イ) 鋼材、看板については、平成16年9月16日付けで撤去を指導し、平成17年3月22日撤去を確認した。
- (ウ) 木箱については平成16年9月16日に撤去を指導し、平成16

年 10 月 12 日に撤去を確認した。

- (㉔) 船の船室部分については平成 16 年 10 月 22 日付けで撤去を指導し平成 17 年 3 月 24 日に一部の撤去を確認した。

残存物件があり引き続き、撤去に向けて指導を行う。

- (㉕) 仮設行商台については、平成 16 年 11 月 9 日付けで撤去を指導したが、まだ撤去されていない。

引き続き撤去に向け、指導を行う。

- (㉖) 船型については、漁船の修理用材として、漁業に必要であるため、占用許可の対象となることから、平成 17 年 3 月 23 日付けで占用許可を行った。

(2) 不法占有の防止措置について

ア 勧告した事項

高松漁港の各施設を市長の許可を受けないで不法に占有することを未然に防止するため、職員による適時の巡視、不法占有禁止の立て看板の設置などの適正な措置を講じ、不法占有を認知したときは速やかに明渡しを求め、それを実現させる管理体制を整備すること。

イ 措置された内容

不法占有防止については、職員による巡視回数を増やし、不法占有の早期発見等の未然防止に努めている。

また、不法占有禁止の立て看板は既に 4 箇所設置している。

管理体制の整備については、不法占有防止に向け平成 17 年度より専従職員を配置し、体制の強化を図る。

なお、平成 17 年 3 月 24 日付けで漁港条例の一部改正を行い、市漁港施設の利用または使用に関し、届出または許可を要することとし、漁船、プレジャーボート等施設利用者から利用料、使用料を徴収することとし、その管理の適正を図ることとした。